

約款・規定集の一部改定のご案内

FFG 証券株式会社

第 15 章 インターネット・トレード約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第 4 条 (パスワードの通知および管理)</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) <u>当社が本サービスの利用を受付けた日から起算して翌々月末までに本サービスにログインしていただく必要があります。</u></p> <p>(4) ログイン ID およびパスワードは、お客様ご自身の責任において厳重に管理するものとし、これらの使用はお客様ご本人のみとし、共同の利用および第三者への貸与または譲渡をすることはできません。</p> <p>(5) 本サービスに関して、ログイン ID およびパスワードが当社のシステムに登録されているものと一致した場合には、当社は確認の義務を負うことなくお客様ご本人によるログインとみなして、本サービスにおける発注をお受けし、情報提供サービスおよび電子交付サービスのご提供をいたします。</p> <p>(6) お客様は、ログイン ID およびパスワードを失念または紛失された場合、当社所定の手続きに従い再発行手続きを行っていただくことができます。</p>	<p>第 4 条 (パスワードの通知および管理)</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(3) ログイン ID およびパスワードは、お客様ご自身の責任において厳重に管理するものとし、これらの使用はお客様ご本人のみとし、共同の利用および第三者への貸与または譲渡をすることはできません。</p> <p>(4) 本サービスに関して、ログイン ID およびパスワードが当社のシステムに登録されているものと一致した場合には、当社は確認の義務を負うことなくお客様ご本人によるログインとみなして、本サービスにおける発注をお受けし、情報提供サービスおよび電子交付サービスのご提供をいたします。</p> <p>(5) お客様は、ログイン ID およびパスワードを失念または紛失された場合、当社所定の手続きに従い再発行手続きを行っていただくことができます。</p>
<p>第 15 条 (本サービスの停止)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>③ <u>第 4 条第 3 項のログインがないときまたはお客様が最後に本サービスにログインした日から 2 年間、本サービスにログインせず、かつ預かり残高がないとき。</u></p> <p>④ お客様が、法令等に違反し、本サービスを提供することが不相当であると当社が判断したとき。</p> <p>⑤ 第 23 条第 2 項の届出のあったとき。</p> <p>⑥ その他、当社がお客様に対して本サービスを提供することが不相当であると判断したとき。</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>第 15 条 (本サービスの停止)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>③ お客様が、法令等に違反し、本サービスを提供することが不相当であると当社が判断したとき。</p> <p>④ 第 23 条第 2 項の届出のあったとき。</p> <p>⑤ その他、当社がお客様に対して本サービスを提供することが不相当であると判断したとき。</p> <p>(2) (省 略)</p>

第 16 章 かんたんスイープサービス約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第 1 条 (サービスの内容)</p> <p>(1) 「かんたんスイープサービス(以下「本サービス」という。)」とは、当社がお客様より電話等でお振替の依頼を受け、当社提携金融機関のお客様預金口座(以下、「預金口座」といいます。)から、当社の証券総合取引口座へ資金移動を行う入金サービスをいいます。</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>第 1 条 (サービスの内容)</p> <p>(1) 「かんたんスイープサービス(以下「本サービス」という。)」とは、当社がお客様より電話等でお振替の依頼を受け、当社提携金融機関である福岡銀行、熊本銀行もしくは親和銀行のお客様預金口座(以下、「預金口座」といいます。)から、当社の証券総合取引口座へ資金移動を行う入金サービスをいいます。</p> <p>(2) (省 略)</p>

以上のとおり、2020 年 10 月 1 日より「約款・規定集」を一部改定いたします。